

長屋王の追悼

——万葉集卷六、第一部——

犬 飼 公 之

要旨 卷六の第一部の「巻頭歌群」（九〇七—九四二）

は、謹爾な行幸歌を収載しているが、それが一貫して、第一部全体の体裁（性格）となっているのではない。第一部は、雑纂であり、一括された「成書」であった。これは、長屋王の首班体制の時代の歌を収載していること、行幸は、長屋王を中心とした皇親の発想で始められ、行幸の総知は、長屋王が行ったと想われること、授刀舎人の歌は、長屋王に親密な立場の者の歌であること、第一部の綴目に、長屋王の実子である膳王の歌がおかれて纏められていること等から、長屋王追悼の性格を持つものと想われる。

（一） 卷六「第一部」の体裁

卷六の「第一部」は、次のような体裁になっている。

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮_二時笠朝臣金村作

歌（九〇七—九〇九 或本反歌九一〇—九一二）

車持朝臣千年作歌（九一三—九一四 或本反歌九

一五—九二六）

神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊国時山部宿禰赤

人作歌（九一七—九一九）

神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮_二時笠朝臣金村作

歌（九二〇—九二二）

山部宿禰赤人作歌（九二三—九二七）

冬十月幸_二難波宮_一時笠朝臣金村作歌(九二八—九三〇)

車持朝臣千年作歌(九三一—九三二)

山部宿禰赤人作歌(九三三—九三四)

三年丙寅秋九月十五日幸_二於播磨國印南野_一時笠朝臣

金村作歌(九三五—九三七)

山部宿禰赤人作歌(九三八—九四一)

過_二辛荷嶋_一時山辺宿禰赤人作歌(九四二—九四五)

過_二敏馬浦_一時山部宿禰赤人作歌(九四六—九四七)

四年丁卯春正月勅_二諸王諸臣子等_一散_二禁於授刀寮_一時

作歌(九四八—九四九)

五年戊辰幸_二難波宮_一時作歌(九五〇—九五三)

膳王歌(九五四)

笠金村、車持千年、山部赤人の行幸歌が、養老末年と神龜元年から相ついで登場し、卷六の巻首、養老七年五月の金村歌から神龜三年九月の赤人歌まで、連続して収載されている。題詞も行幸日時・場所・歌作主の順序に、『万葉集』の他の題詞との比較からすれば詳細に記し、統一ある書式を中心に秩序正しく配列されている。この、巻首歌(九〇七)から赤人歌(九四一)までの一群を、仮に「巻頭歌群」とよび扱うが、卷六の全体は三部

分から成ると見るのが通説で、これは第一部の前半を占める。

第一部が、巻首歌から神龜五年の金村歌(九五〇—九五三)と膳王歌(九五四)までと見做されていることは、

前掲の通りである。この歌群には、行幸歌が多いけれども、授刀舎人の歌(九四八—九四九)のように、行幸に関

係しない歌もあって、伊藤博氏はその二首を除外し「奈良朝從駕の作の一団」(『萬葉集の構造と成立上 古代和歌史研究』第五章 今歌卷の論 第一節 奈良朝宮廷歌卷)

と捉えるが、二首を除外し追補とする理由が、行幸歌でないからとする点に盡きることに疑問があり、「全体としては、これも第二部(九五五—一〇四六)と同様雑纂的」

(『日本古典文学全集』小学館)と捉えることに同意できる。

尤も、伊藤氏の分析が全てに誤りとは言えない。第一部にあって、「巻頭歌群」は、行幸歌の、特に謹肅なそれを収載している。謹肅な行幸歌であることは、次の二

点に明らかである。

神龜元年と二年の、紀伊国及び三香原離宮の行幸の時の金村歌が卷四に収載されている。行幸の日時や作主から見て、卷四の二例は「巻頭歌群」に収められていても不思議でない。題詞は、紀伊国行幸の時の歌(五四三—五四五)が、娘子に詠えられて作ったとし、三香原離宮の時の歌(五四六—五四八)が、娘子を得て作ったとす

る。歌の内容は、娘子に誂えられたというのも、娘子を得たというのも、金村の作意であることを示している。遊興的な気分によ請された作である（中西進氏「万葉の世界」第二章 歌人の様式）。題詞は、作意であることに触れず、作られた内容に対応して記している。かかる作意や内容は、「巻頭歌群」にみられぬ性格であり、配列に加わり得なかつた理由もその点にある。

「巻頭歌群」の末尾は、印南野行幸の時の赤人歌（九三八―九四一）で、その次に同じく赤人の、辛荷島を過ぐる時の歌（九四二―九四五）と、敏馬浦を過ぐる時の歌（九四六―九四七）がある。この二例の「過ぐる時」の歌について、伊藤博氏は「事実はともかく、編者がそれを「印南野行幸時」のものとしている」（前掲論文）とする。

赤人歌には

過二勝鹿真間娘子墓一時山部宿禰赤人作歌（四三一―四三三）

もあり、「過―時―作歌」と題される歌が三例ある。この三例は「過ぐる時」の歌として一括収載されてもいいのだが、巻三と巻六に分かれていて、巻六に二例が入ったのは、左注が記すように、吉野行幸歌に「類」すると見たからに外ならない。しかし、「類」とは範圍の広い言葉で、編者が行幸歌と扱ったとは言い切れない。

中西進氏は「万葉集」では行幸の折の歌には必ず「幸」（あるいは内容を示すことば）と記されていて、「過」などは書かない（「柿本人麻呂」と「粟矢」）と述べている。その通りである。行幸と「過ぐる」ことを同義と捉えるためには、二例を行幸の途次の歌と見做す外ないが、紀伊国行幸の時の十三首（一六六七―一六七九）の扱いのように、途次の歌も一括して行幸の時の歌とするのが普通で、「過ぐる」とはしない。要は、彼らが行幸歌と認めたら否かにかかっているのであって、左注に言う「類」が、広い意味で行幸に関係すると考えたにしても、赤人の他の行幸歌乃至「巻頭歌群」の行幸歌となじまぬとみる配慮がなければ、この題詞の「過」はあり得なかつたであろう。改めて「過―時」の題詞を付けたとすれば、編者はこれを他の行幸歌と区別しようとしたのだし、赤人歌に前からこの題詞が付いていて外さなかつたとしても、紀伊国行幸の時の赤人歌（九一七―九一九）のように、前に付いていた題詞を変えて他の行幸歌と等しい書式に改めて付しているのとは異つた意識で捉えたことを示している。編者は、仮に行幸に関係する歌と見做しても行幸歌と捉えてはいないのである。

この二つの理由によって、「巻頭歌群」は、行幸歌が集まっていると言ふのではなく、意図的に謹肅な行幸歌

を収載したものである性格が浮き彫りになる。白鳳の、
宮廷詞の主要な場であった挽歌は、人麻呂後二十三・四
年経た養老神龜天平の現在にあつては既に宮廷詞の場
でなかつたこと——その間に志貴薨時の金村歌(二三〇—
二三三)がある外認められぬ点に明らかであり、挽歌を
喪つた宮廷詞の伝統的な場が、行幸歌に委ねられたのは
必然で、かくて「巻頭歌群」は、伝統的な宮廷詞の場
の、謹肅な行幸歌にこの時期における伝統的な宮廷詞を
収載したものと言うことができる。

卷六の第一部は、「巻頭歌群」と、辛荷鳥を過ぐる時
(九四二—九四五) 敏馬浦を過ぐる時(九四六—九四七)の
赤人歌、授刀寮に散禁せしむる時の歌(九四八—九四九)
神龜五年の難波宮行幸の時の歌(九五〇—九五三) 膳王歌
(九五四) から成つてゐる。

二例の赤人歌は、題詞が「過」としてゐることで述べ
たように、神龜五年の難波宮行幸の時の歌と膳王歌は盡
く短歌で、長歌を中心にした配列(の意味)とそぐわぬ
ことよつて、授刀舎人の歌は行幸に関係しないこと
で、「巻頭歌群」の収載のあり方(と意味)が貫ぬかれた
とは見做し得ない。「巻頭歌群」が謹肅な行幸歌を収載
してゐたにかかわらず、第一部を雑纂と見る理由はそこ

にあるが、その違いを含みながら第一部が一括された
「成書」であつたことは、題詞の書式の統一と左注のあ
り方から動かぬところである。

巻首歌の題詞は、既に記したように

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌
一首

であり、「幸—時—作歌—首」を書式として、「巻頭歌
群」の題詞は統一されている。この書式は、第一部のそ
れ以外の歌の題詞でも保たれ、

五年戊辰幸于難波宮時作歌四首

季節と月(日)を省いているが「幸—時—作歌—首」
と書式は守られている。「時」と「作歌」が密着するの
は、左注が、笠朝臣金村の歌の中に出ることを言いな
がら、車持朝臣千年の作とする異伝を記すように、作者に
不審を残したための処置であらう。

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌
一首

行幸歌でないから、「幸」字を持たぬ違いはあるが、
「時—作歌—首」と書式は破綻をきたしてゐない。

「時」と「作歌」が密着するのは、ここでも「作者末詳
(左注)」による処置であらう。赤人歌の二例が「過—
時—作歌—首」であることは既に見た。第一部の題詞の

書式は「(幸一)時一作歌一首」で統一されているのである。

第二部の題詞の書式で、これに近似して「時」をとともなう「作歌」の例は

八年丙子夏六月幸于芳野離宮之時山辺宿禰赤人応詔
作歌一首(一〇〇五—一〇〇六)

と「(幸一)之時一作歌一首」とある。この書式の特徴は、「時」に「之」字を添える点で、第二部でこの書式と等しい題詞はこれと合わせて五例見える(九七一—九七二・一〇〇九・一〇一七・一〇二九—一〇三〇及び右の赤人歌)。「(宴一)之日一作歌一首」(一〇四〇)もこれと等しい書式と見れば、もう一例加わることになる。これらに較べて

五年癸酉超草香山時神社忌寸老麻呂作歌二首(九七
六一—九七七)

とあるのが、第一部の書式と等しく「時(一作歌一首)」とする唯一の例である。第二部に於て「時」を記す題詞は、この外に四例あって孰れも「之時」とある(九七八・九九七—一〇〇二・一〇一九—一〇二三・一〇二八)。神社老麻呂の歌の題詞は、第二部にあっては異例であり、第二部の題詞の表記は、「時」をとともなう場合に「之」字を添えて記す特徴を持ち、第一部に近似する場合も「(幸

一)之時一作歌一首」と、その特徴を踏まえていることが認められるのである。第一部と第二部のこの書式の違いは、第一部が統一された題詞の書式を持ち、一括されていたことを示している。

作歌の年月不明とする注記は、卷六に「年月不審」(九一三—九一六)「年月不記」(九一七—九一九)「作歌年月未詳」(九三八—九四七)「作歌之年不審」(九五四)の四例。その全てが第一部に見えている。「年月は不明だけれども、「類」によって収められるというのは、年月明記の作を追うことに規制される裏側(伊藤博士
前掲論文)」であって、年次をおう配列を意図した証しで、これも第一部が纏まっていたことを示しているよう。

第一部が、養老七年から神龜五年までの歌を一括した「成書」であることが認め得る。

卷六の第一部が一括された「成書」であったことは、第一部の歌が同じ資料にもとづくことを意味するとは言えない。第一部の中心は、年月明記の金村歌(九〇七—九〇九)(九二〇—九二二)(九二八—九三〇)(九三五—九三七)(九五〇—九五三)で、そこに他の資料が重なって成立している。同じ年月明記の金村歌でも(九五〇—九五三)は、様式内容とも、他の行幸歌のような謹肅なもの

と言えぬが、資料が別であるとする証拠は、ない。

年月明記の題詞をみると、その年月は

養老七年癸亥夏五月 (金村歌)

神龜元年甲子冬十月 (赤人歌)

神龜二年乙丑夏五月 (金村歌)

冬十月 (金村歌)

三年丙寅秋九月 (金村歌)

四年丁卯春正月 (?)

五年戊辰 (金村歌)

と表わされている。年月表示のあり方が微妙に狂うのは、神龜元年十月の赤人歌と、神龜二年五月の金村歌である。その他はきわめて斉整に表示されている。その赤人歌がはじめから養老七年の歌に並んでいたならば、神龜二年五月の金村歌は、「二年乙丑夏五月」とあるべきで、「神龜」は不用の筈である。赤人歌(九一七—九一九)の左注は「右年月不記」とあるに続けて「但称從駕玉津嶋也。因今檢注行幸年月以載之焉」と記している。「玉津嶋に從駕すと称ふ」は、赤人歌の題詞にかくあったと言うのであろうから、年月は記されていないが、從駕であることや行幸地は判明していて、「但し」とするのは、それで編者が年月を考証したことを示している。つまり、もともと「年月不記」の赤人歌は、年月が明記され

ていた金村歌と別資料の上、神龜二年五月の金村歌が『万葉集』に記載された後で、しかも養老七年の金村歌に次いで記載する必要上、「神龜元年」と明記したことが明らかである。

また金村歌と千年歌は、「或本」による校異の跡が残っている。養老七年の吉野行幸の時の金村歌に付いて「或本反歌曰」(九一〇—九一二)と、千年歌に付いて「或本反歌曰」(九一五—九一六)とある。養老七年の金村歌と千年歌には別伝があつて、それを収める「或本」があり、「或本反歌」と記されているから、その「或本」にはそれぞれ長歌も収められていたのであつて、長歌は相違を持っていなかったために、改めて記載されはしなかつたのである。養老七年の千年歌の左注は

右年月不審 但以歌類載於此次焉

或本云 養老七年五月幸于芳野離宮之時作

とある。左注は、「年月不審」であることを言い、一方で「或本」に「養老七年五月」の作であると明記されていたことを伝える。従つて「或本」に年月が明記されていたことは明らかだが、千年歌が金村歌の次に配列される時点で、「或本」の資料にもとづいていたならば「年月不審」の注記は不用で、「年月不審」ながら「歌類」によつて金村歌の次に配列されて、それ以後の校異に

「或本」が使われたことを意味する。つまり、千年の長反歌（九二一—九一四）が金村歌（九〇七—九〇九）の次に配列され「右年月不審」の左注が付けられていた後に「或本」によって校異され、その反歌（九一五—九一六）と「或本云 養老七年五月」の注記が加えられたことを示している。「或本」は、年月明記の金村歌と、その歌の類として載せられていた千年歌の、後に資料となったのである。

膳王歌（九五四）も「作歌之年不審」で「歌類」によって金村歌の次に配列されている。この題詞の書式は第一部に例がなく、「膳王作歌一首」（目録にはそう記されている）とあるべきところ。この扱いは異質で別資料によつたと考える外ない。

卷六の第一部が「成書」であることと、資料が同一であることは同じでなく、年月明記の金村歌と、年月不明であるが金村歌に次いで位置する資料、「或本」の資料、膳王の歌が重なって成立している。今触れなかった他の年月不明の歌で金村歌を次ぐ歌も、はじめから金村歌に付いていたかどうか。

卷六の第一部前半を占める「巻頭歌群」が謹肅な行幸歌を収載し、この時期の伝統的な宮廷詞を収めているこ

と、しかし、第一部全体は雑纂とみられ、一括されていたこと、かつ、その資料は金村歌を中心に、数種の別資料が重なっていること、殆ど通説を追認することができるのである。

（二）授刀寮の歌

四年丁卯の春正月、諸の王、諸の臣子等に勅して、授刀寮に散禁せしむる時に作る歌并せて短

歌

真葛延ふ 春日の山は うち靡く 春さりゆくと
山の上に 霞たなびき 高田に 鶯鳴きぬ ものの
ふの 八十伴の緒は 雁がねの 来継ぐこの頃 か
く継ぎて 常にありせば 友並めて 遊ばむものを
馬並めて 行かまし里を 待ちがてに あがせし
春を かけまくも あやに畏く 言はまくも ゆゆ
しくあらむと あらはじめ かねて知りせば 千鳥
鳴く その佐保川に 石に生ふる 菅の根取りて
しのふ草 祓へてましを 往く水に 禊ぎてましを
大君の 命畏み ももしきの 大宮人の 玉ほこの
道にも出でず 恋ふるこの頃

反歌一首

梅柳過ぐらく惜しみ佐保の内に遊びしことを宮もと

どろに

(九四八―九四九)

右神龜四年正月 數王子及諸臣子等 集_二於春

日野_二而作_二打毬之樂_一 其日忽天陰雨雷電 此

時宮中無_二侍從及侍衛_一 勅行_二刑罰_一 皆散_二禁於

授刀寮_三而妄不_レ得_レ出_二道路_一 于_レ時愷憤即作_二

斯歌_一 作者未詳

卷六の第一部が、「巻頭歌群」の謹肅な行幸歌を収載する意図を貫き得ないで、全体としては雑纂となつてゐることを認めた上で、それが一括された意味は何処にあるかを考へる。そのためには、行幸歌と異質なこの授刀寮の歌を捉へることが必要で、そこから一括された意味が自ら明らかになると思われる。

反歌は「梅柳」と詠いはじめている。これは『万葉集』に於て稀な表現であり、偏りを見せる表現でもあつて、授刀寮の歌の性格を良く示している。

① 追_二和大宰之時梅歌_一 新歌(六首)

遊ぶうち_二の樂しき庭に梅柳折りかざしてばおもひな
みかも (三九〇五)

右十二年十二月九日大伴宿禰書持作

② 二月二日会_二集于守館_一 宴作歌一首

君が往きもし久にあらば梅柳誰と共にかわが縵せむ
(四三三八)

右判官久米朝臣広繩以_二正税帳_一 応_レ入_二京師_一
仍守大伴宿禰家持作_二此歌_一也 但越中風土梅花
柳絮三月初咲耳

「梅柳」の表現は、右の家持書持の二首を加へるのみである。書持の歌は、題詞に大宰の時の梅花に追和すると見える。旅人邸の宴がそれで、『全歌』はその宴歌の

梅の花今盛りなり思ふどち挿頭にしてな今盛りなり
(八一〇)

に和したものと云つてゐる。家持の歌も宴歌であることが題詞に記されている。「梅柳」の表現を持つ歌で作者の判明している二例が、家持書持の兄弟を作主としており、二首ともに宴の歌の性格を持つことは注意される。

「梅柳」は、梅と柳であり、「梅花」と「柳絮」であること、家持の左注も明記している。そこで「梅柳」の範圍を広げて、梅と柳を一首のうちに詠む例歌を探ると

③ 梅花歌(卅二首)

天平二年正月十三日 萃_二于帥老之宅_一 申_二宴
会_一也 于_レ時初春令月(略)

梅の花咲きたる苑の青柳はかつらにすべくなりにけ
らずや 小貳栗田大夫 (八一七)

④ 青やなぎ梅との花を折りかざしのみてのちは散り
ぬともよし 笠沙弥 (八二一)

- ⑤ 梅の花咲きたる苑の青柳をかづらにしつつ遊びくら
 さな 小監土氏百村 (八二五)
- ⑥ うらなびく春の柳とわがやどの梅の花とをいかにか
 わかむ 大典史氏大原 (八二六)
- ⑦ 春柳かづらに折りし梅の花誰か浮かべしさかづきの
 上に 壹岐目村彼方 (八四〇)
- ⑧ 詠柳
 梅の花取り持ち見ればわがやどの柳の眉し想ほゆる
 かも (一八五三)
- ⑨ 詠花
 わが刺せる柳の糸を吹き乱る風にか妹が梅の散るら
 む (一八五六)
- ⑩ 寄花
 梅の花しだり柳に折りまじへ花にそなへば君にあは
 むかも (一九〇四)
- ⑪ 追_三和_三大宰之時梅花_三新歌_三 (六首)
- 春雨に萌えし柳か梅の花共に遅れぬ常のものかも
 (三九〇三)
- 右十二年十二月九日大伴宿禰書持作
 の九首がある。このうち作者未詳の二首を除くと、③④
 ⑤⑥⑦は旅人邸の宴歌、⑪は前に見た書持の追和歌で、
 作主は既に見た書持と、旅人邸の粟田大夫・笠沙弥・百

村・大原・彼方であり、宴歌にあらわれることも、やは
 り認められる。

旅人邸の宴が、初春の園梅に賦して短詠を成すとする
 中国の詩宴に倣ったものであることは序に明らかであ
 り、書持の歌も、それに追和すること、ともどもに中
 国の詩宴に浸るものであることは疑いない。その歌に、
 偏って、「梅柳」乃至「梅」と「柳」が詠われているの
 であって、これがまた、中国詩の影響の下にあることも
 想像に難くない。かつ、作歌の場を明らかにしないが、
 卷一〇の「詠柳」に見る「柳の眉」(一八五三)や「詠
 花」に見る「柳の糸」(一八五六)は、中国詩の「柳眉」
 や「柳条・柳絮」の翻案に相違なく、これらの表現が中
 国(詩)風のものであること疑いない。『懷風藻』の詩に
 「梅」と「柳」を詠む例が散見する事實は、それを裏書
 きしている。詩のそれぞれの部分だけを掲げると

- 階梅闌素蝶 塘柳掃芳塵 (紀朝臣麻呂)
 - 柳絮未飛蝶先舞 梅芳猶遲花中臨 (紀朝臣古麻呂)
 - 柳条未吐綠 梅蕊已芳裾 (箭集宿禰虫麻呂)
 - 芳柳含雪散 嫩柳帶風斜 (百濟公和麻呂)
 - 柳条風未煖 梅花雪猶寒 (塩屋連古麻呂)
 - 庭梅已含笑 門柳未成眉 (大津連首)
- の六篇がそれで、『懷風藻』に収載されている詩数一二

○篇と較べて少なくない。紀古麻呂の詩が内容から見て詩宴の作であるならば、紀麻呂の応詔を含めて、これらは広い意味で全て宴の詩であり、万葉の歌の場と共通している。しかし、これらと万葉歌の宴の場の違いは、万葉歌のそれが、大伴氏の、特に旅人周辺に広がっているのに較べて、『懐風藻』のそれは、作宝楼を中心に広がっていることである。詩宴の場を明らかにしない紀古麻呂の「望雪」と、紀麻呂の「応詔」を別にすると、『懐風藻』には

○ 左僕射長王宅宴

箭集虫麻呂

○ 初春於左僕射長王宅謙

百濟和麻呂

○ 春日於左僕射長王宅宴

塩屋古麻呂

○ 春日於左僕射長王宅宴

大津首

とあって、初春の日の、作宝楼の宴に梅と柳が集中して詠われているのである。

万葉集の例歌で最も早い時機の宴歌は、旅人邸のそれで、天平二年正月。長屋王自盡の約一年後である。作宝楼の宴が万葉の宴に先行することを示している。梅と柳を詠う表現が宴と密接であることから想えば、これも、詩が先行し、やがて歌の世界に浸透していったことを示しており、この表現が中国(詩)風のものであることに良く適っている。

万葉歌で柳を単独で詠う例は、作者未詳歌群に広がっていて、東歌(三四九一・三四九二)防人歌(四三八六)や人麻呂集歌(一八九六)、既に触れたように中国詩の影響を見せる歌(一八五三)を含む「詠柳」(一八四六一―一八五三)や「詠鳥」(一八一九)がそれである。作者がわかっている歌では、家持歌(四〇七一・四一四二)と坂上郎女歌(一四三二・一四三三)に見えるだけである。家持は越中と大宰府の柳を詠み、坂上郎女は「佐保道の青柳」「佐保の河原の青柳」をしのんでいる。都周辺に柳を詠む例はこれだけで、作宝楼の詩宴の梅と柳は、中国詩の題の許にありつつ、旅人邸の宴のように園梅に賦すところでは言えなくとも、庭園や邸宅周辺の景に良く適っていてもいたであろう。

当面歌は、神龜四年の作で、万葉歌で「梅柳」(梅と柳の例も含めて)を詠う最初の例と思われる。旅人邸の宴より三年も早くこの表現を持つのである。これは宴歌ではなさそうだが、作歌時期を見れば、作宝楼の宴の詩に「梅」「柳」が頻りに詠われるのと重接しあう筈である。かつ、「梅柳過ぐらく惜しみ佐保の内に遊びしこと」とは、梅や柳の盛りを賞でその過ぎて行くのを惜しむ風流人士の「遊び」であって、旅人邸の宴歌の土氏百村(八二五)に詠われるような雅宴(みやび)を言うのであろう。かかる

雅宴の中心がこの時期作宝楼を抜きにして考え得ないことは既に明らかであって、「佐保の内」は長屋王の邸であることに意味上で短絡しなくとも、「佐保の地」と言うだけで作宝楼が想われたことは考えられるのであって、事実は作宝楼の宴を言うのである。その春宴に侍した一人が当面歌の作者でもあったのではないか。

『万葉集古義』が最も早く気付いているが、散禁の勅は『続日本紀』で見える限り神亀四年三月二二日のことである。

天皇南苑に御す。参議従三位阿倍朝臣広庭勅を宣て云く、衛府の人等は、日夜闕庭に宿衛して、輒すく其の府を離れ他処に散使することを得ざれ。因て五衛府及び授刀寮の医師已下衛士に至るまでに布を賜ふ。人ごとに差有り。(原文漢文。訓読に従う。以下同)

じ)

『古義』は「今の正月の事は、続紀には見えざれども、右の制をそむきて、宮中を明て、他処に出遊しによりて三月に此勅ありけるならむ」と言う。万葉の題詞が正月の勅を伝え、続紀が三月の勅を伝え、二つの伝えをそのまま認めるならば信頼していい分析である。尤も、右の続紀の記事は、二度目の散禁の勅と見うる内容ではな

い。従って、『古義』の分析を疑がないとすることはできない。ただ、『古義』の言うように、三月のこの勅に至るまで「宮中を明て、他処に出遊し」ていたことは誤りなかるう。何故なら、左注に言う、春日野に集って打毬の楽をなしたこと、歌に言う、佐保の「遊び」とは、場所も、そしておそらく「遊び」の内容も異ったであらうと思われるからである。

授刀舎人寮が令外に創設されたのは、元明即位の直後で、首皇子の立太子即位のための私兵的集団の組織化であったことは周知の点である。不比等の死去直後、新田部皇子は「知五衛及授刀舎人事」に就任する。神亀四年の勅は、新田部皇子の総知する五衛と授刀舎人に対してのみ下されている。勅によって五衛府と授刀舎人寮を固めることに他ならぬ。

藤原(鎌足)大臣女、五百重を生母とする新田部の皇子就任は、藤原氏にとって首皇子の即位に全力を注ぎ、皇子の私兵的集団である授刀舎人を、血のつながりを持つ皇親によって総知させ、五衛府をも知らすことで、実質的な軍事力を束ね、一方、長屋王に権力が集中するのを分散させる政治的な意味を持っていた。長屋王事件の折の軍の速やかな出勤は、宇合の力に加えて、彼の就任によって可能となったのである。

房前や宇合ら、藤原氏の要人が作宝楼を訪ねたのは既に過去のことになっていたのであろう。時代は藤原氏と長屋王の鋭い対立を迎えている。散禁の勅命も、藤原氏と長屋王の権力抗争が影を落していた筈で、その視点で、左注に言う正月の打毬から、統紀に言う三月の勅までの時間の隔り及び歌の内容と左注とのずれの持つ意味が明らかになる。『古義』が言うように、正月の打毬の折の不始末で最初の勅が下されていたとすれば、それにもかかわらず、授刀舎人の、佐保の宴に集って、寮をあける者が絶えないことで、再び散禁の勅が三月末に出されたこととなる。統紀の記載から見ても三月末に出された勅が最初のものとするば、春日野の打毬の折、雨ふり雷なり電するにかかわらず、宮中に侍従や侍衛がいなかった不始末の後も、授刀舎人寮の数王諸臣子は、長屋王の宴に参集することがやまず、この期に散禁の勅が出されたものであろう。散禁の直接の理由が「佐保の内に遊びしこと」にあるのは、おそらく誰もが知っていたであろう。しかし、その理由は前面に出しにくかった。太政官の首班、長屋王を直接指揮することになりかねないからである。そのためか、統紀は散禁の理由を伝えていない。尤も、統紀の記載は省略されることがあり、事実は万葉集の左注に見られるような理由が付けられていた可能性

もある。佐保の宴に遊んで舎人寮をあけた理由を付けるかわりに、二月も前の春日野の楽の折の不始末が表むき唯一の理由にされたのではないか。

『口訳万葉集』や『私注』は、この歌が作者未詳とあることを意図的な処置と見做している。この歌は「遊びしことを宮もとどろに」とだけ表現して、つまらぬことを騒ぎたてていることの不平不満を、かえって強く示している。その不平不満が勅命に対するそれであり、また、藤原氏に対するそれでもあることの咎めを畏れてであろう。

佐保について『全釈』が「左注によると春日野に集ったとあるが、佐保は春日の一部と見做されてゐたものか」と言い、『全註釈』は進めて「左注に春日野とあり、春日の一部として取り扱われている」と断言する。佐保が春日野の一部であったのなら、長歌に春日山と言ひ、反歌に佐保と言ふことの矛盾はない。しかし、折口信夫氏が「佐保の内と言ふのは、佐保川と佐保山との間の地を言ふ」（『萬葉集辞典』）と言ひ、「日本古典文学全集」が「今の奈良市街地の西北郊の佐保と、打毬を行った春日野との地域的な矛盾は疑問」と指摘するように、佐保を春日の一部と見做すことには疑問が残る。

尤も、長歌の全体に春日山が詠われるのではなく、「千鳥鳴く、その佐保川に」とも見え、佐保川の祓や禊が必要になるのは、やはり佐保を思うからであろうから、反歌の佐保に適うのであって、「友並めて 遊ばむ」所、「馬並めて 行かまし里」「しのふ(草)」の所、いずれも佐保と見ることは不自然でない。

長歌の第一連の八句は、春日山高円山に春が到来したことを詠っている。ここは春日山であって、佐保でない。この矛盾は、やはり疑問として残るであろう。

「はるひの」「はるひを」という枕詞が、『日本書紀』や『万葉集』に見える。かすがに掛る。平城の春はかすがに代表されるという念いが定着していたことを示している。万葉歌では野遊や菜つみの春の行事が、かすがに多く詠われ、霞たつ風景もしばしば詠われている(二八八〇・一八八一等)。

疑問は解消されたとは言えぬが、第一連の春日山の霞や高円山の鶯の風景は、目にしている風景であるよりも、定着していた通念に立って景を並べ、平城の地に春が到来したことを詠ったに過ぎないと考えることができるところではないか。

(三) 長屋王追悼

授刀舎人の歌は、佐保楼の春宴に侍りもしたと想われる、長屋王に近い風流の舎人が、散禁に対する不平不満を心に潜めて、晴れぬ思いを詠ったものであった。

神亀五年の行幸歌(九五〇—九五三)に、作歌の年不審であるが「歌類」によって、膳王歌(九五四)が加えられている。「膳王歌」という題詞書式は、既述のように「第一部」に見えぬ例で、資料の異なる歌であるが、ここまでが「第一部」である。「膳王歌」が「第一部」の綴目になっている。これは無視できぬ事実である。膳王は、長屋王の実子、おそらく長男であろうと見られているが、天平元年長屋王の自盡に殉じている。この歌は今に残る膳王の唯一の作であった。

授刀舎人の歌が、長屋王に近い風流の舎人の作であり、「第一部」が膳王の歌で綴目となることは、「第一部」の意味を自らに示しているであろう。

「第一部」は養老七年から神亀五年までの歌を収載している。これは長屋王が太政官の首班の位置にあった時期に当たっている。従ってまた、この時期の行幸の実質的な総指揮は彼が握っていたに違いない。さらに、行幸は、長屋王の施策であったと言われる。橋本達雄氏は

「太宰二年の吉野行幸以来、養老七年に至る。二十二年間、続日本紀によれば一度も吉野へ行幸がなかった」ことに注目し「吉野行幸の復活は不比等薨後、長屋王が政権を握って間もなく開始されている」(『万葉書廷歌人の研究』と分析する。行幸の復活は、民衆生活の疲弊飢餓抵抗と、その民衆と土地を容隠占有する王臣豪民の存在、その上に、律令が克服できずに持っていた例外の範囲を拡大し三世一身の私有を認めた政策の後退乃至現実との決定的な妥協(きわめて重要な歴史的事実は、私墾田開墾令と吉野行幸の復活が殆ど同じ時であることにある)、さらに藤原氏と長屋王の権力抗争といった多面にわたる社会的荒廢の回避策の一つであった。元明崩後一年、その忌明をまつて、天武持統のために弥勒釈迦の二像が奉安された養老六年二月に続く吉野行幸の復活——吉野が天武持統と絶ちがたい絆の地であり、それによる王権の尊嚴強化を求める企図は、現実の状況を回避するにはあまりにも無力であるが、誤りなく皇親を中心にした発想であると思われ、長屋王らの認め進めた施策であったことも誤りなからう。

「第一部」は、長屋王の施策として復活され、長屋王が総知する行幸の、その謹肅な歌が先ず集められたが、その宮廷詞を一括しようとする試みは全うされなかった。

神龜三年九月で行幸は殆ど終り、その十月、藤原宇合の「知造難波宮事」の就任、四年難波宮の修造完成、藤原夫人(光明子)の懷妊、九月、皇子誕生、十一月、立太子、五年九月、皇子薨去と続く日程は、藤原氏の進出とともにあり、長屋王周辺に藤原氏との鋭い対立を含むあわただしさがあって、行幸の場は衰わっていく。謹肅な行幸歌、まさにこの長屋王の首班の時代を代表する宮廷詞は、集めようにも集め難いことになる。謹肅な行幸歌と言ひ難いことを知りながら、赤人の、辛荷島を過ぐる時の歌や敏馬蒲を過ぐる時の歌も、類するものとして加わる。この段階になっても変わらぬ条件は、長屋王の首班時代の歌であることで、授刀舎人の歌や、統紀には見えぬが、長屋王の在世中最後の、かつ、彼の総知する最後の行幸であったと想われる神龜五年の行幸歌に、長屋王の実子膳王の歌を加えて、全体として、長屋王に関係した歌群を一括した「成書」ができあがった。

行幸の場は、長屋王にとって、その総知者として晴がましいものであったろうし、授刀舎人の歌は既に述べた通りである。綴目に膳王歌が位置することに於ても、この「成書」は、長屋王に好意的な立場で纏められていると言えるだろう。

「第一部」の年時表示は、神龜元年の赤人歌で微妙な

狂いを見せる他齊整に纏っている。しかし金村歌（九三五—九三七）の題詞に言う、三年秋九月十五日の印南野行幸は、続紀で「冬十月辛亥。行幸播磨国印南野（略）」とあって、ずれがある。その程度のずれは問題にならぬかもしれないが、記憶が薄れる頃になった後日、この題詞が付けられたため、れと見れることもできる。また、授刀舎人の歌も、題詞に記された春正月の作であるとは決めたのであり、むしろ続紀に散禁の勅が出されたと伝える三月二日以降の作である可能性が強い。これも散禁の記憶が薄れる頃になった後日、題詞が記されたことを示すのかもしれない。と言うのは、この「成書」は神亀五年で終っていて、それまでに完成されたとは思えないのであり、資料は長屋王存命中のものであろうと、一括されたのは、長屋王の自盡後であろうと想うからである。その想像の上に言えば、長屋王の死後に、長屋王に好意を抱く人物が、この「成書」を完成する——、そこに長屋王追悼の思いが私かに込められているのではなかったか。長屋王の自盡後十年、続紀天平十年秋七月の

条

^十丙子、左兵庫の少属従八位下大伴宿禰子虫、刀を以て右兵庫の頭外従五位下中臣宮廻連東人を斫り殺す。初め子虫、長屋王に事へて頗る恩遇を蒙る。是

に至りて、適に東人と与に比察に任ず。政事の隙に相共に碁を囲む。語、長屋王に及び憤発して罵り、遂に劍を引て、斫りて之を殺す。東人は即ち長屋王の事を誣告したる人なり。

とあり、長屋王の自盡が藤原氏によってたくまれたものであり、その死はあまりに悲劇的であって、人びとの心に長く記憶されたに違いないとともに、長屋王に恩遇を蒙ったであろう少なからぬ人びとに激しい悔やしさが渦巻いていたことを、この記事は伝えている。長屋王追悼の素地は、慥かにつづいてあったのである。